○文部科学省告示第三十五号

学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準（平成二十一年文部科学省告示第六十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年二月二十七日

文部科学大臣　松本　洋平

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

学校環境衛生基準

第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準

１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1) ～ (7) ［略］	［略］
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア．～エ．［略］	［略］
	オ．エチルベンゼン	370μg/m^{3}以下であること。
	カ．［略］	［略］
	(9) ［略］	［略］
［略］		

２　１の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目（1）～（7）及び（10）～（12）については、毎学年２回、検査項目（8）及び（9）については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1) ～ (7) ［略］	［略］
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着－溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフィーにより測定する。
	イ．トルエン	固相吸着－溶媒抽出法、固相吸着－加熱脱着法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定する。
	ウ．キシレン	
	エ．パラジクロロベンゼン	
	オ．エチルベンゼン	
	カ．スチレン	
	(9) ［略］	［略］
	備考 一　［略］ 二　検査項目（8）については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目（8）ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目（8）については、児童生徒等がいない教室等において、30 分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフィーにより、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフィー／質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三　［略］	
［略］		

第２～第６［略］

改正前

学校環境衛生基準

第１　教室等の環境に係る学校環境衛生基準

１　教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。以下同じ。）に係る学校環境衛生基準は、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄のとおりとする。

検査項目		基準
換気及び保温等	(1) ～ (7) ［略］	［略］
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア．～エ．［略］	［略］
	オ．エチルベンゼン	3800μg/m^{3}以下であること。
	カ．［略］	［略］
	(9) ［略］	［略］
［略］		

２　１の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、次表の左欄に掲げる検査項目ごとに、同表の右欄に掲げる方法又はこれと同等以上の方法により、検査項目（1）～（7）及び（10）～（12）については、毎学年２回、検査項目（8）及び（9）については、毎学年１回定期に検査を行うものとする。

検査項目		方法
換気及び保温等	(1) ～ (7) ［略］	［略］
	(8) 揮発性有機化合物	
	ア．ホルムアルデヒド	ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法により採取し、高速液体クロマトグラフ法により測定する。
	イ．トルエン	固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかの方法により採取し、ガスクロマトグラフー質量分析法により測定する。
	ウ．キシレン	
	エ．パラジクロロベンゼン	
	オ．エチルベンゼン	
	カ．スチレン	
	(9) ［略］	［略］
	備考 一　［略］ 二　検査項目（8）については、普通教室、音楽室、図工室、コンピュータ教室、体育館等必要と認める教室において検査を行う。 検査項目（8）ウ～カについては、必要と認める場合に検査を行う。 検査項目（8）については、児童生徒等がいない教室等において、30 分以上換気の後５時間以上密閉してから採取し、ホルムアルデヒドにあっては高速液体クロマトグラフ法により、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンにあってはガスクロマトグラフー質量分析法により測定した場合に限り、その結果が著しく基準値を下回る場合には、以後教室等の環境に変化が認められない限り、次回からの検査を省略することができる。 三　［略］	
［略］		

第２～第６［略］